

「複数人参加割引制度」について

- 2人以上が同一セミナーに参加される場合の「複数人参加割引制度」は同一会社・同一団体・同一事業所・同一会計窓口処理が条件です。
この条件を満たす複数の受講者それぞれに対し、「2名以上1名」の複数参加割引料金が適用されます。
- 同一会社・同一団体であっても受講者の所属事業所や勤務先が異なる場合は、複数参加割引の対象になりませんのでご注意ください。
- 複数の被紹介者様が同一セミナーに受講される時、複数参加割引制度の条件を満たした場合は 対象になります。